

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【1人親家庭等】

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	紀北町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【1人親家庭等】
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの【1人親家庭等】
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和38年法律第238号）第1条	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、障害者、1人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年紀北町規則第64号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）第4条の福祉医療費の受給資格の認定の申請の受理若しくはその受給資格の審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	道府県知事	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。）に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該配偶者もしくは扶養義務者にかかる道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第10条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	紀北町福祉医療費の助成に関する条例第10条の福祉医療費の受給資格の変更の申請の受理又は審査に関する事務

特定個人情報1		
---------	--	--

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ニ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	道府県知事	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項5号ホ	紀北町福祉医療費の助成に関する条例施行規則第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該配偶者若しくは扶養義務者に係る住民票に記録された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年09月26日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	